

都道府県暴力団排除条例施行に伴う対応について

2012年1月31日
社団法人セメント協会

社団法人セメント協会では、このたび、取引契約書に盛り込む暴力団排除条項の参考例を作成し、各会員に導入を提言しました。

暴力団等の反社会的勢力は、市民の平穏な生活に不当な影響を与える存在であり、暴力団等が企業と取引契約等を締結することにより企業が犯罪行為や不正行為によって損害を受ける可能性も高く、また、暴力団等が共生者等を利用して企業と取引を行うことが暴力団の資金源確保につながるという重大な危険も存在します。当協会は、従前より、企業の防衛のために、また、企業の社会的責任として、暴力団等との取引を根絶して、暴力団等を社会から排除していかなければならないと考えております。

今般、当協会では、2011年10月までに全都道府県において暴力団排除条例が施行され、暴力団排除に向けた取組みがより強化されるようになった現状を踏まえ、当会会員の取引からの暴力団等の排除をより一層徹底するため、暴力団排除条項及び確認書（誓約書）の参考例を提供することとしました。

当協会は、各会員への暴力団排除条項等の導入提言等を通じ、今後も反社会的勢力の排除に向けた取組みを積極的に進めていきます。

以上